

令和3年6月25日
三重労働局

四日市公共職業安定所における文書の誤交付について

三重労働局（局長 西田和史）は、四日市公共職業安定所（所長 井谷秀夫）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

四日市公共職業安定所（以下、「四日市所」という。）において、職員XがA氏の雇用保険受給資格者証（以下、「受給資格者証」という。）を誤ってB氏に誤交付する事案が発生した。受給資格者証にはA氏の雇用保険支給番号、氏名、生年月日、性別、口座番号、雇用保険受給歴の記載とともに、顔写真が貼付されていた。

2 事実経過

- （1）6月17日、A氏が黒色のクリアファイルに入った受給資格者証（以下、「A氏の書類」という。）を受付箱に投函し、その後、B氏が受給資格者証（以下、「B氏の書類」という。）を受付箱に投函した。
- （2）同日、職員Xは受付箱に入っていたA氏の書類とB氏の書類を取り出し、相談後にB氏に対し、誤って両氏の書類を交付した。
- （3）同日、A氏から名前を呼ばれないと職員Yに申し出があり、A氏の書類が無くなっていることが判明した。
- （4）同日、B氏から自分のものではない書類があると電話があり誤交付が判明した。
- （5）同日、四日市所の庶務課長及び統括職業指導官がB氏に謝罪を行いA氏の書類を回収した。
- （6）同日、四日市所の庶務課長及び統括職業指導官がA氏に書類を返却、謝罪し了承いただいた。

3 原因

- （1）受付時に他人の書類が混在していないか確認しなかったこと。
- （2）書類を交付する際に、職員が氏名や写真などを指差し確認を行うことにより、来庁者にご本人の書類であるかを確認していただき、職員と来庁者において、ダブルチェックを行う基本動作を怠ったこと。

4 再発防止策

(1) 三重労働局管内の公共職業安定所における取組

- ① 各公共職業安定所長は全職員と個別面談を行うことにより、個人情報漏えい防止の重要性について説明し、基本動作の徹底を図る。
- ② 受付箱を廃止し、代わりに番号札を活用することにより、受付箱の中に個人情報を入れることなく、来庁者を窓口へ誘導し、来庁者ご本人から書類を受け取ることで、他者との個人情報の混在を防止する。

(2) 三重労働局における取組

- ① 三重労働局管内の公共職業安定所の窓口において、基本動作が徹底されているか、改めて確認するため、臨時監査を早急を実施する。
- ② 6月22日、緊急所長会議を開催し、本事案の概要を説明するとともに個人情報漏えい防止の基本動作の徹底について指示した。
- ③ 6月25日、総務課長から全職員に対して本事案の概要を通知し、個人情報保護に関する緊急自主点検を実施するよう指示した。

【担当】 三重労働局職業安定部職業安定課
課長 藤木 真保
電話 059-226-2305